

松阪市24時間オンライン相談業務委託事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、松阪市が実施する「24 時間オンライン相談業務」の受託者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名:24 時間オンライン相談業務
- (2) 業務内容:別紙「仕様書」による
- (3) 委託期間:契約締結日から令和11年3月31日まで
- (4) 業務委託予算概要(提案上限額)
3年間総額 6,500,000円(消費税及び地方消費税含む)
(各年度支払限度額)
令和8年度 2,500,000円(消費税及び地方消費税含む)
令和9年度 2,000,000円(消費税及び地方消費税含む)
令和10年度 2,000,000円(消費税及び地方消費税含む)

3. 参加資格要件(決定後、要件を満たしていないことが判明したときは決定を取り消します。)

- (1) 松阪市契約規則(以下「契約規則」という。)第3条第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による会社更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 次に定める申請をした日(以下「申請日」という。)までに、松阪市から競争入札参加資格の停止を受けていないこと(組合で申込む場合にあっては、組合及び全組合員が松阪市から競争入札参加資格の停止を受けていないこと。)
- (4) 申請日において、国税、地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員と密接な関係を有しないもの又は暴力団員が実質的に支配している会社等ではないこと。
- (6) 過去3年間に他の自治体等において、類似業務に関するSNS等を活用した相談業務を受託した実績があるもの。類似業務とは、仕様書4.委託業務の内容(1)に記載されるものの類似であり、SNS等のオンラインを活用したテキストメッセージ相談及びZOOM等による通話相談による心身の悩みに関する健康相談等のこと。
- (7) 仕様書に定める業務について業務遂行能力及び適正な実施体制を有し、かつ、松阪市の指示に柔軟に対応できるものであること。

(8) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)による「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメント(ISMS)」の認証を取得していること。

(9) 正当な理由なくして松阪市との契約を過去3年間に遡り履行しなかったものではないこと。

4. 提出書類

当業務を受託しようとする事業者は、別紙仕様書を前提として、次に示す書類を提出する。

ただし、松阪市契約規則第5条の規定による一般競争入札有資格者名簿(物品等)に登録のある業者は、一部書類の提出を省略することができる。

(1) 参加申請書兼誓約書(様式第1号) 1部

① 個人の場合 身分証明書 1通(業者登録がある場合省略可)

② 法人の場合 登記簿謄本(現在事項全部証明書) 1通(業者登録がある場合省略可)

③ 印鑑登録証明書 1通(業者登録がある場合省略可)

④ 国税、地方税の納税証明書 各1通

※①～④は発行後3か月以内のもの。コピーでも可。

⑤ 会社概要(パンフレット可)

⑥ 実績調書(類似事業・同等業務の実績)(様式第2号)

(2) 企画提案書(様式第3号及び任意様式)7部

(企画提案書任意形式)

A4版縦、横書き、両面印刷を原則とする。ただし資料の作成上A3版を利用した方が確認しやすい場合は、A3版の利用を可とする。

(提案内容)

下記の事項について、できるだけ具体的に提案、記述すること。

① 方針及び基本的な考え方(伴走型相談支援、事業の周知方法)

② 実施内容(実施スケジュール、安定的なシステム運用)

③ 実施体制及び運営(相談体制、相談員の質・人数・資格・業務履歴)

※必須資格については資格書の提出も求めます。

④ 個人情報等の保護について(個人情報保護体制、市への報告体制、緊急時フローの具体性)

⑤ 類似業務に関する実績 ※4-(1)⑥で提出された様式第2号を評価書類とする。

(3) 提案見積書(様式第4号及び任意様式)1部

(見積書形式)

見積内訳(経費内訳がわかるもの)については任意様式とする。

金額の記載は、見積金額、見積金額に係る消費税額、見積金額と見積金額に係る消費税額との合計金額が明確にわかるように記載すること。(令和8年度、令和9年度、令和10年度のそれぞれの金額がわかるように記載すること。)

5. プロポーザルに係る日程

項 目	年 月 日
ホームページ公告	令和 8 年 5 月 21 日(木)
質疑書の提出期限	令和 8 年 6 月 2 日(火)
質疑書の回答期限	令和 8 年 6 月 9 日(火)
参加申出書兼誓約書等の提出期限	令和 8 年 6 月 11 日(木)
参加資格審査結果通知日	令和 8 年 6 月 15 日(月)
企画提案書等審査資料の提出期限	令和 8 年 7 月 3 日(金)
プレゼンテーション実施日	令和 8 年 7 月 10 日(金)
審査結果通知及び契約締結	令和 8 年 7 月中旬

6. プロポーザル手続き

(1) 担当課

住 所 〒515-0078 三重県松阪春日町一丁目 19 番地
担当課名 健康福祉部こども局こども家庭センター
電 話 TEL:0598-20-8087 FAX:0598-26-0201
E-mail kod.katei.c@city.matsusaka.mie.jp

(2) 参加申請書兼誓約書の提出

プロポーザルに参加する場合は、参加申請書兼誓約書(様式第 1 号)を提出すること。

- ① 提出期限 令和 8 年 6 月 11 日(木) 午後 4 時 30 分までの到着分とする。
- ② 提出先 上記(1)に同じ
- ③ 提出方法 持参、郵便(書留郵便限る)、または宅配便による。

(3) 質問書の提出

質問のある場合は、質問書(様式第 5 号)を電子メール(上記(1)のアドレスまで)で提出すること。

- ① 提出期限 令和 8 年 6 月 2 日(火)午後 4 時 30 分まで
- ② 質疑回答 質問の回答は、令和 8 年 6 月 9 日(火)午後 4 時 30 分までに電子メールにより行う。

(4) 企画提案書及び提案見積書等の提出

企画提案書及び提案見積書は次により提出すること。

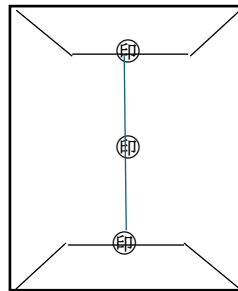
- ① 提出期限 令和 8 年 7 月 3 日(金)午後 4 時 30 分まで
- ② 提出先 上記(1)に同じ
- ③ 提出方法 持参、郵便(書留郵便限る)、または宅配便による。
- ④ 提出書類 企画提案書(様式第 3 号及び任意様式)7 部
提案見積書(様式第 4 号及び任意様式)1 部

【提出用封筒参考例】

提案見積書用封筒(表)

提案見積書在中
宛先 松阪市長
件名 ○○
代表者名 ○○

提案見積書用封筒(裏)



次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ①提案見積書の金額、氏名、印影、もしくは重要な文字の誤字又は識別しがたい提案。
- ②提案見積書用封筒に封緘(封の糊付け)、封印のないもの。
- ③提案見積書と内訳書(任意様式)の金額が一致しない場合。

(5) プレゼンテーションの実施

- ① 開催日時 令和8年7月10日(金) 午前(日時は別途通知)
- ② 開催場所 松阪市こども家庭センター健康増進室(予定)
- ③ 開催方法 20分間程度での提案説明のあと、5分間程度の質疑
- ④ 出席者 3名以内とする。
(業務担当者の出席を望む、Zoomでの参加可能とする)
- ⑤ 準備物 プロジェクター及びスクリーンは市が準備する。
- ⑥ 順番 市において抽選を行い、参加者に対して開始時刻を文書で通知する。

7. 審査方法

- (1) 審査委員会を設置し、提案書等の内容、見積書の金額及びプレゼンテーション内容を審査し、最適者を選定する。
- (2) 審査委員会の委員は5名とする。

8. 選定結果の通知

選定結果は、決定後速やかにプロポーザル参加者全員に文書の送付をもって通知する。

9. 契約保証金

契約予定者は、松阪市契約規則第31条の規定に基づき、契約締結時に契約保証金を納めるものとする。契約保証金の額は、契約金額1年分の100分の10以上とする。

10. その他

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された書類は返却しないが、提出者に無断で選定以外のために使用することはない。

- (3) 書類の作成及び提出、説明にかかる費用は提出者の負担とする。
- (4) 参加辞退(様式第 6 号)は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱はしない。
- (5) 松阪市情報公開条例(平成 17 年条例第 6 号)の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ていただくこととする。なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後に開示する。